

○産業建設委員長報告

産業建設委員長 三 津 良 裕

産業建設委員長報告を申し上げます。

今期定例会で、当委員会に付託されました案件は、「議案第90号 鳴門市下水道事業の設置等に関する条例の制定について」ほか議案2件であります。当委員会は12月10日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案3件は、原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

「議案第90号 鳴門市下水道事業の設置等に関する条例の制定について」及び「議案第91号 鳴門市特別会計設置条例の一部改正について」は下水道事業に地方公営企業法の一部を適用することに伴い、下水道事業の設置に関して必要な事項を定める条例を新たに制定するとともに、鳴門市公共下水道事業特別会計を廃止するため、所要の改正を行うものであります。2議案は関連する議案であるため一括議題とし、同時に説明を受け審査を行いました。

委員会では、採決の結果、議案第90号及び議案第91号は全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第97号「鳴門市観光情報センターに係る指定管理者の指定について」であります。指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、選定委員に労務の専門家は含まれているのかとの質疑があり、選定委員は観光情報センターの業務に関連する有識者や財務状況を健全であるか判断するための税理士といった構成になっているとの説明を受けました。

また、選定方法の審査項目には管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有することとあり、職員の労働状況がしっかり保たれているのか見ていただくため社会保険労務士を選定委員に配置すべきだとの意見がありました。

また、高速バス乗車券の取扱い手数料は、売り上げの何パーセントにあたるのかとの質疑があり、バス会社の契約により異なるが、売り上げの約5%であるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。